

平成29年松茂町議会第2回定例会会議録

第3日目（6月19日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 道 昭
- 6 番 佐 藤 禎 宏
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 原 田 幹 夫
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 藤 枝 善 則
- 12 番 一 森 敬 司

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
教育長	庄野宏文
総務参事	大迫浩昭
産業建設参事	井上雅史
民生参事	古川和之
教育次長	吉田英雄
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
総務課長	松下師一
建設課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
水道課長	富士雅章
福祉課長	鈴谷一彦
住民課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長代理	吉田正則
議会事務局局長補佐	松下理恵

平成29年松茂町議会第2回定例会会議録

第3日目（6月19日）

午後1時30分再開

○議会事務局長代理【吉田正則君】　ただいまから平成29年松茂町議会第2回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、一森議長からご挨拶がございます。

○議長【一森敬司君】　皆さん、こんにちは。今日は平成29年松茂町議会第2回定例会の再開ということでございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

皆さん方におかれましては、公私ともに非常にお忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

聞くとところによりますと、今年は、気象庁が梅雨入りを発表した途端に雨がまことに少のうて、我々も、しのぎやすいはしのぎやいんですけど、今ちょっと農作物に影響が出てきているところであります。特に、松茂町の特産品の甘藷とか梨に、もうそろそろ水が欲しいなと思うところであります。早明浦ダムの取水制限がこの17日から行われまして、それは、6月に入って取水制限されたんが5年目になるんかな、よっぽど、こない今年は雨が少ないということであります。

さて、本日は、平成29年第2回定例会の最終日でございます。各常任委員会に付託していただきました議案の審議結果の報告と追加議案の審議がございます。最後の最後まで慎重審議をお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶といたします。よろしく願いをいたします。

○議長【一森敬司君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【一森敬司君】　これから本日の日程に入ります。

議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりです。

まず、日程第1、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第4、議案第29号「平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）」までを一括議題といたします。

初めに、板東総務常任委員長から報告を求めます。

板東総務常任委員長。

○総務常任委員長【板東絹代君】 皆さん、こんにちは。それでは、議長の許可がありましたので、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

平成29年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第2号のうち、専決第4号から専決第6号（所管分）まで、議案第27号の専決3件と議案1件でございました。

去る6月13日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第4号、松茂町税条例の一部を改正する条例については、議案書の31ページからになります。

国において「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」及び同政令並びに省令が去る3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本町税条例に関連する部分について改正する必要性が生じたことから、平成29年3月31日をもって松茂町税条例の一部を改正する条例の専決処分がなされたものでございます。

改正の主な内容については、議案参考資料の8ページをご覧ください。

1点目が、個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しでございます。2点目が、保育の受け皿整備促進のための税制上の措置といたしまして、固定資産税の課税標準の特例及びわがまち特例の導入でございます。3点目が、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しでございます。

以上が主な改正点でございますが、そのほか、法律改正に伴う所要の規定の整備を行っております。

なお、このたびの改正に係る施行期日については、附則において別途指定のあるもの以外は平成29年4月1日を施行期日としています。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「参考資料8ページにあります、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについてですが、平成31年度分個人住民税とあるが、平成31年度からですか」という質疑があり、「平成31年度分の住民税から適用となります」という答弁がありました。

た。

次に、専決第5号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、議案書の43ページになります。

この条例改正につきましては、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が去る3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の改正を行う必要が生じたことから、平成29年3月31日をもって専決処分をなされたものでございます。

改正の主な内容については、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について見直しがなされております。このたびの軽減判定所得の改正につきましては、5割軽減、2割軽減の基準について拡充を行うものです。国民健康保険税の軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、その世帯の被保険者の数に乗じる金額の規定について、5割軽減で、現行の26万5千円を27万円に、2割軽減では、現行の48万円を49万円にそれぞれ引き上げるものとしております。

なお、施行期日については、平成29年4月1日で、本年度の国民健康保険税から適用となります。

次に、専決第6号、平成28年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）については、議案書の44ページからになります。

歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したものです。なお、歳入増加分と歳出不用額を財政調整基金に6,037万1千円、生活環境整備基金に3億円を積み立てました。内容の詳細説明は省略させていただきます。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「各町税の滞納額は幾らぐらいありますか」という質疑があり、「町税全体額として約4,200万円です」という答弁がありました。

また、「滞納者の調査は行っていますか」という質疑があり、「例えば、悪質な滞納者など、それぞれ調査し、滞納整理機構に移管するなどして徴収に努めております」という答弁がありました。

次に、議案第27号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、議案書の89ページからになります。議案参考資料は11ページをあわせてご覧ください。

この改正は、職員の適材適所への任用を進める必要から、4級の標準的な職務を見直し、出先機関等の長の職務を加えるというものです。

なお、施行期日については、平成29年7月1日施行としております。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「4級の町職員のうち、総括主任の職名がつく職員は何名いますか」という質疑があり、答弁保留となっておりましたが、委員会閉会后に、「平成28年度は総括主任保育士が1名、平成29年度は総括主任保健師が1名です」という答弁がありました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようよろしくお願いし、報告といたします。

○議長【一森敬司君】 ただいま板東総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託していました承認第2号のうち、専決第4号から専決第6号（所管分）まで、議案第27号の専決3件と議案1件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 次に、立井産業建設常任委員長から報告を求めます。

立井常任委員長。

○産業建設常任委員長【立井武雄君】 こんにちは。それでは、議長の許可がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

平成29年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第2号のうち専決第6号（所管分）、専決第8号から専決第10号まで、議案第28号、議案第29号（所管分）の専決4件と議案2件でございました。

去る6月13日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第6号、平成28年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）については、歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、内容の詳細説明は省略させていただきます。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「農業費土木事業費の用排水路等工事で工事見合わせにより減額とはどのような理由ですか」という質疑があり、「近年の大雨等の理由により、別の地区の水路が崩落し緊急に設計を追加したことから、年度内に予定地区の設計及び工事の完成が見込めなくなったためです」という答弁があり、続いて、「当初予定地区は継続して工事を行いますか」という質疑があり、「平成29年度に施工予定です」という答弁がありました。

次に、専決第8号、平成28年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）については、議案書の75ページからになります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ86万4千円を減額し、補正後の予算の総額をそれぞれ1億611万4千円とするものであります。歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、内容の詳細説明は省略させていただきます。

平成28年度末の接続状況については、長岸地区、中喜来地区、北川向地区の合計の接続率は約73%となっています。平成28年度中に北川向地区で3件の接続がありました。

次に、専決第9号、平成28年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）については、議案書の78ページからになります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,005万1千円を減額し、補正後の予算の総額をそれぞれ4億5,011万6千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、一般会計からの繰入金金の確定による減額で、歳出では、各種事務・事業を実施した結果の不用額を減額補正するものであります。

平成28年度末の接続状況については、公共汚水ます設置戸数1,140戸に対して、接続完了戸数は630戸で接続率は約55%となっております。

次に、専決第10号、平成28年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）については、議案書の85ページからになります。

このたびの補正は、事務・事業の確定により資本的収入の既定の総額から1億847万2千円を減額し、補正後の総額を6億1,790万6千円とし、資本的支出の既定の総額から8,868万8千円を減額し、補正後の総額を7億3,965万2千円とするものであります。

なお、平成29年度工事予定箇所が完了いたしますと、石綿セメント管は残り1kmで、総管路延長に対する比率で99%が完了となります。

次に、議案第28号、徳島市と松茂町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託に係る協議については、議案書の90ページからになります。

地方自治法第252条の14の規定により、一般廃棄物の処理に係る事務を次の規約により徳島市に委託するものです。

一般廃棄物処理施設の広域整備につきましては、3月末に参加市町により協定書の締結を行い、このたび、一般廃棄物の処理に係る事務の管理及び執行について、各市町がそれぞれ徳島市への事務委託をするものです。この規約につきましては、附則において、平成29年7月1日から施行としております。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「事務委託契約を他市町と連名で徳島市と委託契約はできないでしょうか」という質疑があり、「各市町とも同じ文面ではありますが、地方自治法の規定に基づいて、各市町で個々に委託契約をすることになっております」という答弁がありました。

続いて、「施行が平成29年7月1日からとなっておりますが、処理場建設地元合意の話が決定してから委託契約になるのではないのでしょうか」という質疑があり、「中間処理施設整備基本計画及び地域計画の素案の作成など地元説明に必要な業務を進めていくため、平成29年7月1日から施行としております」という答弁がありました。

次に、議案第29号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）については、議案書の92ページからになります。

歳出において、95ページの6次産業化推進連携協議会負担金として75万円の増額補正は、この協議会に県や市町、生産者、大学及び銀行等が協力連携して、徳島ブランドや市町ブランドを発信し、6次化商品の開発や販売力を高め、販路開拓、拡大に取り組むことで6次化を推進する目的に設立しております。県で実施する協議会への負担金を増やすことで積極的に参加し、実施が決定しましたら、希望者を募集していく予定であります。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「この事業は県から補助金はないのですか」という質疑があり、「県からの補助金はありませんが、交付税算定の対象となります」という答弁がありました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようよろしくお願いし、報告といたします。

○議長【一森敬司君】　ただいま立井産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました承認第2号のうち、専決第6号（所管分）、専決第8号から専決第10号まで、議案第28号、議案第29号（所管分）の専決4件と議案2件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 次に、川田教育民生常任委員長から報告を求めます。

川田委員長。

○教育民生常任委員長【川田 修君】 皆さん、こんにちは。ただいま、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会のご報告を申し上げます。

平成29年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第2号のうち、専決第6号（所管分）、専決第7号及び議案第29号（所管分）の専決2件と議案1件でございました。

去る6月13日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第6号、平成28年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）については、歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、内容の詳細説明は省略させていただきます。

この件に関しましては、次のような質疑がありました。

「高齢者住宅改造助成事業費補助金はどのような工事に使えるのでしょうか」という質疑があり、「一般的なバリアフリーで手すりの設置や床の段差解消などになります」という答弁がありました。

また、「事業の実績がないのはどのような理由でしょうか」という質疑があり、「他法優先があり、介護保険で同様な住宅改修事業があり、実績が上がっております」という答弁がありました。

続いて、「母子保健費の妊娠健診が減額となっておりますが、松茂町で妊娠届け出の人数は何人ですか」という質疑があり、「平成27年度で131名、平成28年度で123名となっております」という答弁がありました。

次に、専決第7号、平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、議案書の72ページからであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,323万2千円とするものであります。

歳入について、74ページの特別徴収保険料926万2千円の減額と、普通徴収保険料1,013万5千円の増額、合わせて87万3千円の増額は、保険料の確定により補正をするものです。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を歳入と同額補正するものでございます。

次に、議案第29号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）については、議案書の92ページからであります。

95ページの歳出について、児童福祉総務費の需用費78万4千円の増額は、主に中央児童館のトイレの男女仕切りを設置するために補正するものです。また、委託料75万6千円の増額は、国において平成29年度における幼児教育の段階的無償化の改正が3月31日に公布、4月1日に施行され、保育料の町民税非課税世帯の第2子無償化などに対応するため、子ども・子育て支援システムを改修するため補正するものでございます。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いをいたします。

○議長【一森敬司君】　ただいま川田教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託いたしました承認第2号のうち、専決第6号（所管分）、専決第7号と議案第29号（所管分）の専決2件と議案1件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 これから討論に入ります。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第29号「平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）」までを一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 これから採決に入ります。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第29号「平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）」までを一括して採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

各専決及び議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(起立多数)

○議長【一森敬司君】 ありがとうございました。

よって、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第29号「平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）」までの専決7件と議案3件は、原案のとおり可決されました。

○議長【一森敬司君】 続きまして、日程第5、「委員会の閉会中の継続調査について」であります。総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会及び地震・津波対策特別委員会から、お手元にお配りしてありますとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程表配付のために、小休をいたします。

午後 2 時 0 1 分小休

午後 2 時 0 2 分再開

○議長【一森敬司君】 小休前に引き続き、再開をいたします。

ただいまお手元に配付してありますとおり、追加議案が提出されております。

この際、これを日程に追加して議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

議事日程第 3 号の追加 1 は、お手元に印刷配付のとおりです。

○議長【一森敬司君】 日程第 1、議案第 30 号「松茂 3 号線幹線下水道工事その 1 請負契約締結について」から、日程第 3、議案第 32 号「笹木野地区下水道工事その 1 1 請負契約締結について」までの議案 3 件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、追加議案につきまして、各議案の提案理由の説明を申し上げていきたいと思っております。

まず、議案第 30 号、松茂 3 号線幹線下水道工事その 1 請負契約締結につきましては、建設業者 5 社を指名し、去る 6 月 14 日に指名競争入札に付した結果、同工事を 8,802 万円で株式会社多田組と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 31 号、松茂 3 号線幹線下水道工事その 2 請負契約締結につきましても、建設業者 5 社を指名し、去る 6 月 14 日に指名競争入札に付した結果、同工事を 7,981 万 2 千円で徳建産業有限会社と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第32号、笹木野地区下水道工事その11請負契約締結につきましても、建設業者5社を指名し、去る6月14日に指名競争入札に付した結果、同工事を5,594万4千円で株式会社木内組と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長【一森敬司君】　引き続きまして、担当職員の詳細説明を求めます。

石森下水道課長。

○下水道課長【石森典彦君】　それでは、追加議案として提出いたしました議案第30号から議案第32号についてご説明を申し上げます。追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第30号、松茂3号線幹線下水道工事その1請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した松茂3号線幹線下水道工事その1について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、松茂3号線幹線下水道工事その1。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、8,802万円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町広島字壱番越6番地6、株式会社多田組、代表取締役、多田卓治というものでございます。

この工事の入札につきましては、指名競争入札により執行するべく建設業者5社を指名いたしました。指名いたしました業者を順序不同にて申し上げます。兼子建設株式会社、大東興業株式会社、株式会社多田組、株式会社木内組、徳建産業有限会社でございます。

去る6月14日に入札を執行いたしました結果、株式会社多田組が落札し、同社とは6月15日に仮契約を締結しております。

この工事の工期につきましては、議会の議決日の翌日から平成30年3月20日と設定しており、設計金額は9,118万7,640円。契約金額が8,802万円ですので、請負比率は約96.5%となっております。なお、当工事の設計をいたしましたコンサルタントは、株式会社ニュージェックでございます。

次に、この工事の概要につきましてご説明申し上げます。追加議案参考資料の1ページをお開き願います。

施工路線の位置を示しておりますが、この工事箇所につきましては、町図の中ほど上部に①としています赤色の実線であらわした路線でございます。なお、緑色の実線につきましては、28年度までに整備を完了している路線でございます。

また、赤色の太い破線につきましては、既設の流域下水道の幹線をお示しております。恐れ入りますが、追加議案参考資料の2ページをお開き願います。

工事箇所周辺の平面図でございます。工事の内容といたしましては、県のマンホールに汚水を流入させるための幹線管渠を整備する工事でございます。

今回施工いたします箇所及び路線につきましては、赤色の線であらわした路線となっております。この工事は、直径200mmの下水道管を推進工法で約282mにわたり布設・築造していくものでございます。図面の右側にマンホールの標準的な断面図をお示ししております。埋設いたします管の深さにつきましては、管底部におきまして、現地盤より約5.9mから6.7mの位置を計画しております。この推進工法における管渠布設の日進量でございますが、立坑の施工を含め、1日当たりおおむね2mの設計となっております。

なお、汚水の導水計画といたしましては、青色の矢印の方向へ流れ、県設置の流域下水道のマンホールに集められ、流域下水道幹線を経て終末処理場へと導く計画でございます。

恐れ入りますが、追加議案書の2ページをお開き願います。

議案第31号、松茂3号線幹線下水道工事その2請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した松茂3号線幹線下水道工事その2について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、松茂3号線幹線下水道工事その2。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、7,981万2千円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓277番地、徳建産業有限会社、代表取締役、宮崎英治というものでございます。

この工事の入札につきましても、去る6月14日、建設業者5社により指名競争入札を執行いたしました。指名いたしました業者につきましては、さきの工事と同様でございますが、順序不同にて申し上げます。兼子建設株式会社、大東興業株式会社、株式会社多田組、株式会社木内組、徳建産業有限会社でございます。

入札の結果、徳建産業有限会社が落札し、同社とは6月15日に仮契約を締結しております。

この工事の工期につきましては、議会の議決日の翌日から平成30年3月20日と設定

しており、設計金額は8,234万280円。契約金額が7,981万2千円でございますので、請負比率は約96.9%となっております。

なお、当工事の設計をいたしましたコンサルタントは、株式会社ニュージェックでございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。追加議案参考資料の1ページをお願いいたします。

施工路線の位置を示しておりますが、この工事箇所につきましては、町図の中ほど上部に②としてあります赤色の実線であらわした路線でございます。

恐れ入りますが、追加議案参考資料の3ページをお開き願います。

工事箇所周辺の平面図でございます。工事の内容といたしましては、さきの松茂3号線幹線下水道工事その1と同様に、県のマンホールに汚水を流入させるための幹線管渠を整備する工事でございます。

今回施工いたします箇所及び路線につきましては、赤色の線であらわした松茂3号線幹線下水道工事その1の上流部の路線となっております。分割発注をしております理由につきましては、工期日数の関係上、単独発注では年度内の竣工が見込めないためでございます。

この工事は、直径200mmの下水道管を推進工法で約327mにわたり布設・築造していくものでございます。図面右側にマンホールの標準的な断面図をお示ししてございます。埋設いたします管の深さにつきましては、管底部におきまして現地盤より約4.7mから5.7mの位置を計画いたしております。この推進工法における管渠布設の日進量でございますが、立坑の施工を含め、1日当たりおおむね2mの設計となっております。

なお、汚水の導水計画といたしましては、青色の矢印の方向へ流れ、県設置の流域下水道のマンホールから流域下水道幹線を経て終末処理場へと導く計画となっております。

恐れ入ります、追加議案書の3ページをお願いいたします。

議案第32号、笹木野地区下水道工事その11請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した笹木野地区下水道工事その11について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、笹木野地区下水道工事その11。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、5,594万4千円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町中喜来字中須29番地8、

株式会社木内組、代表取締役、木内利幸というものでございます。

この工事の入札につきましても、去る6月14日、建設業者5社により指名競争入札を執行いたしました。指名いたしました業者につきましては、さきの2件の工事と同様でございますが、順序不同にて申し上げさせていただきます。兼子建設株式会社、大東興業株式会社、株式会社多田組、株式会社木内組、徳建産業有限会社でございます。

入札の結果、株式会社木内組が落札し、同社とは6月15日に仮契約を締結しております。

この工事の工期につきましては、議会の議決日の翌日から平成30年3月20日と設定しており、設計金額は5,769万1,440円。契約金額が5,594万4千円ですので、請負比率は約97%となっております。なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは、株式会社ニュージェックでございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。恐れ入ります、追加議案参考資料の1ページをお開き願います。

施工路線の位置を示しておりますが、この工事箇所につきましては、町図の中ほど下部に③としてあります赤色の実線であらわした路線でございます。

恐れ入ります、追加議案参考資料の4ページをお開き願います。

工事箇所周辺の平面図でございます。工事の内容といたしましては、山南地区の汚水を既設マンホールに流入させるための幹線管渠並びにサービス管を整備する工事でございます。

今回施工いたします箇所及び路線につきましては、推進区間を赤色の線で、開削区間を緑色の線であらわした路線となっております。この工事は、直径200mmの下水道管を推進工法で約182m、開削工法で約140m、計322mにわたり布設・築造していくものでございます。図面右側にマンホールの標準的な断面図をお示ししてございます。埋設いたします管の深さにつきましては、管底部におきまして、推進区間が現地盤より約2.5mから3.3mの位置、開削区間が現地盤より約1.3mから2.6mの位置を計画しております。工事における1日当たりの布設延長でございますが、推進工法が、立坑の施工を含めおおむね2m、開削工法がおおむね4mの設計となっております。

なお、汚水の導水計画といたしましては、青色の矢印の方向へ流れ、既設マンホールに流入し、整備済み管路から流域下水道のマンホールに集められ、流域下水道幹線を経て終末処理場へと導く計画でございます。

以上、ご説明申し上げました3つの議案の施工現場は、事業所への通勤、運搬車両など交通量の多い道路、及び通学路で道路幅員が4m未満の箇所もある道路での施工となっております。施工に際しましては、交通誘導員の適正配置、工事車両の安全運行に万全を期するはもとより、地元自治会、地域住民、関係各位には、工事内容、工事規制等の周知を徹底し、スムーズな工事の進捗に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で、議案第30号から議案第32号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【一森敬司君】 以上で提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第30号から議案第32号までの議案3件について一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

立井議員。

○4番【立井武雄君】 今のは関係各位の方に説明をするということで、工業団地の方にも適切な説明をされる予定でしょうか。お願いします。

○議長【一森敬司君】 石森課長。

○下水道課長【石森典彦君】 各事業所に対しましても説明はまいります。

○議長【一森敬司君】 いいですか。

○4番【立井武雄君】 いいです。

○議長【一森敬司君】 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 これから議案第30号から議案第32号までの議案3件について一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【一森敬司君】　これから1件ずつ採決いたします。

議案第30号「松茂3号線幹線下水道工事その1請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】　異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【一森敬司君】　続きまして、議案第31号「松茂3号線幹線下水道工事その2請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】　異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【一森敬司君】　続きまして、議案第32号「笹木野地区下水道工事その11請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】　異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長【一森敬司君】　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等は全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成29年松茂町議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】　異議なしと認めます。

以上で平成29年松茂町議会第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございます。

ました。

午後2時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 一 森 敬 司

署名議員 佐 藤 道 昭

署名議員 佐 藤 禎 宏